

自己資本の充実の状況等について

当行は、自己資本比率規制（第1の柱）に関する金融庁告示第19号（以下、告示）の一部改正にともない、2013年度末より、バーゼルⅢ基準により自己資本比率を算出しております。

以下の記載の開示事項は、金融庁告示第7号に基づく開示事項になります。

自己資本の構成に関する開示事項

●連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項目	2018年3月期		2019年3月期	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	39,938		42,548	
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001		2,001	
うち、利益剰余金の額	37,997		40,607	
うち、自己株式の額（△）	-		-	
うち、社外流出予定額（△）	60		60	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△49		△106	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	△49		△106	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	589		276	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	589		276	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,219		1,014	
非支配株主持分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	41,697		43,732	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	612	153	457	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	612	153	457	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
退職給付に係る資産の額	48	12	28	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	

特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	660		486	
自己資本				
自己資本の額（（イ） - （ロ））（ハ）	41,037		43,246	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	373,084		386,864	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,680		4,508	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）	153		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	12		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	4,515		4,508	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,901		17,917	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	390,986		404,781	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ） / （ニ））	10.49		10.68	

●単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項目	2018年3月期		2019年3月期	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	39,378		41,836	
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001		2,001	
うち、利益剰余金の額	37,437		39,895	
うち、自己株式の額（△）	-		-	
うち、社外流出予定額（△）	60		60	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	541		232	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	541		232	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,219		1,014	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	41,138		43,084	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	611	152	455	
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	611	152	455	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
前払年金費用の額	52	13	78	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	664		533	
自己資本				
自己資本の額（（イ）-（ロ））（ハ）	40,474		42,550	

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	373,303		387,152	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,681		4,508	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	152		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	13		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	4,515		4,508	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,394		17,394	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	390,698		404,547	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ） / （二））	10.35		10.51	

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項（第12条第3項第1号）

イ. 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結範囲に含まれる会社に相違点はございません。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の2社です。

- ・ 岳洋産業株式会社（店舗用不動産の賃貸管理業）
- ・ 静岡中央信用保証株式会社（信用保証業務）

ハ. 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はございません。

二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社はございません。

ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

2. 自己資本調達手段の概要（第10条第3項第1号 第12条第3項第2号）

自己資本調達手段		概要
普通株式	24百万株	完全議決権株式
非累積的永久優先株式	一百万株	
期限付劣後債務	一百万株	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

※銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第10条第3項第2号）

※連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第12条第3項第3号）

当行では、良質な資産の積上げと着実な収益の積上げによる内部留保の拡大により十分な自己資本を確保するよう努めているとともに、自己資本比率等を指標として健全性を評価しております。また、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク他）等、当行の直面するリスクに関し、それぞれのカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、リスクに対して自己資本が十分であるかなど充実度を確認しております。

4. 信用リスクに関する事項（第10条第3項第3号 第12条第3項第4号）

イ. 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引相手先の信用状態の悪化等により、与信取引の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当行では「信用リスク管理規程」に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理による「個別与信管理」（取引相手先ごとまたは取引ごとに信用リスクの状況を把握・判断）と、銀行全体のポートフォリオにおいて、特定の大口取引、業種、地域、与信形態など、同種のリスクへの過度の与信集中を回避するなど信用リスクの分散を図る「ポートフォリオ管理」（与信資産全体を一つの集合体として捉え、全体として信用リスクの状況を管理すること）を行っております。

「個別与信管理」については、審査部門が個別債務者毎、個別与信稟議毎に、信用状況、財務分析、資金使途、返済計画・能力等により適切な与信判断をするとともに、実行後は常に個別債務者の信用状況を把握し、定期的に信用格付を実施し、定期的に経営に報告するなど

適切な事後管理に努めております。

「ポートフォリオ管理」は、銀行全体の与信ポートフォリオについて、信用リスク管理部署が、大口個社や大口与信グループ、業種別与信の集中度合等について、定期的にモニタリングを行うことにより、与信集中によるリスクを回避しているとともに、信用リスクの計量化、モニタリング結果を定期的に経営に報告するなど適切な管理に努めております。

※信用格付とは、行内の信用格付制度で、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングなどに利用しております。

○自己査定と償却・引当

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに債権回収の危険性の度合いに応じて資産分類を行うものです。

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準および償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。

「破綻懸念先」「破綻先」「実質破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、個別貸倒引当金の計上等を行っております。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトを判定する上で、すべてのエクスポージャーについて以下の4社の適格格付機関を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・「R&I」「JCR」「Moody's」「S&P」

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第10条第3項第4号 第12条第3項第5号）

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信取引を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っておりますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証が主となっております。担保・保証の評価や管理等の手続きについては、当行が定める行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等を対象としており、行内規定に基づいて手続きをしております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保および適格保証、および、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第10条第3項第5号 第12条第3項第6号）

当行では、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第3項第6号 第12条第3項第7号）

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。また、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品の購入はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

(第10条第3項第7号 第12条第3項第8号)

当行では、自己資本比率算出においてマーケット・リスク相当額と準補完的項目の算入は行っておりません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

(第10条第3項第8号 第12条第3項第9号)

イ. オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、リスクに関する包括的な行内規定である「リスク管理基本規程」において、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク(リーガルリスク)、風評(評判)リスク、有形資産リスク、人的リスク、その他オペレーショナル・リスクの7つに分類し、オペレーショナル・リスク管理規程を定め管理しております。

また、個別に行内規定を定め、各リスクについて、それぞれ業務部、システム部、コンプライアンス統括部、経営管理部、人事部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスクを統括する常務会に定期的にリスクの状況に関する報告を行っております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては「基礎的手法」(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出のために、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(第10条第3項第9号 第12条第3項第10号)

出資等のリスク管理につきましては、資金証券部において定期的にリスクを評価し、その状況について、ALM委員会や取締役会等に報告を行っております。

市場リスクの計測は、バリュエーション・アット・リスク(以下、「VaR」という。)による分析を行い、VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間3カ月、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しております。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(第10条第3項第10号 第12条第3項第11号)

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

「リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明」

金利リスクとは、金利や為替、株価などの変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被る市場リスクの一区分であり、運用・調達の金利変動の形態に不一致がある場合、金利変動に伴い資金利鞘が縮小したり、逆鞘になったりすることにより、損失を被るリスクをいいます。

銀行勘定における金利リスクは、預金、貸出金、有価証券など、すべての金利感応資産・負債を計測対象としております。

なお、連結子会社の資産及び負債を加えた金利リスクは、銀行本体の金利リスクと比較して影響が軽微であると判断しており、そのため連結ベースでの計測は行っておりません。

「リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明」

当行では、業務運営上生じる様々な市場関連リスクを認識した上で、それぞれのリスクについて適切な管理運営を行うことにより、リスクの軽減を図ることを、市場リスク管理の基本方針としております。

金利リスク量を適切にコントロールするために、資金証券部が金利リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計測可能な金利リスクについては金利リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える金利リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しております。

「金利リスク計測の頻度、ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱を含む)に関する説明」

当行では、資金証券部が金利リスクを含む市場リスクの状況について毎月開催されるALM委員会に報告し、ALM委員会では全体の資産と負債のバランスを管理するなか、定期的に運用・調達のギャップを把握し、金利変動に伴うリスク量の測定を行う等、金利リスクのコントロールを行っております。

なお、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引は行っておりません。

ロ. 銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

「開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び銀行がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項」

△EVE(金利ショックに対する経済価値の減少額)については、開示告示等に基づき計測しております。なお、これらの計測にあたっては、以下の前提に基づき計測・管理しております。

a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

1.25年

b. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

5年

なお、コア預金(流動性預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金で、「①過去5年の最低残高」、「②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた額」、「③現在残高の50%相当額」の3項目のうち、最小の額として算出)は、平均満期2.5年、最長満期5年として算出しております。

c. 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

流動性預金への満期の割当ては、金融庁が定める保守的な前提によっております。

d. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は、金融庁が定める保守的な前提によっております。

e. 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨毎に算出した金利リスクが正值となる通貨のみを単純合算しております。通貨間の相関は考慮しておりません。

f. スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)

割引金利にはスプレッドを含めず、キャッシュフローにはスプレッドを含めております。

g. 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

h. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度のため、記載しておりません。

i. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の△EVEは、重要性テスト(注)の基準値である自己資本の20%以内に収まっており、問題ない水準となっております。
(注)重要性テスト…バーゼルⅢ第2の柱の「銀行勘定の金利リスク規制」に基づき、自己資本に対する△EVE(金利ショックに対する現在価値の減少額)の比率を金融庁がモニタリングするもの。

「銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項」

当行では、銀行勘定(資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など)における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベシス・ポイント・バリュエーション(BPV)(注1)、ギャップ分析(注2)、VaR(注3)などの計測手法を用いて、計測しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利が大きく変動した場合等に想定しうる損失額等の把握を行うとともに、バックテストにより、計測結果の検証を行っております。

(注1) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

(注2) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

(注3) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

定量的な開示事項

1. 第12条第4項第1号

その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項（第10条第4項第1号、第12条第4項第2号）

●信用リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	2018年3月期				2019年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク (A) (標準的手法)	373,303	14,932	373,084	14,923	387,152	15,486	386,864	15,474
【資産（オン・バランス）項目】 計	371,102	14,844	370,883	14,835	385,742	15,429	385,453	15,418
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	5	0	5	0	4	0	4	0
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,186	127	3,186	127	3,569	142	3,569	142
法人等向け	118,578	4,743	118,578	4,743	123,616	4,944	123,616	4,944
中小企業等向け及び個人向け	54,440	2,177	54,411	2,176	58,699	2,347	58,666	2,346
抵当権付住宅ローン	55,608	2,224	55,599	2,223	57,427	2,297	57,408	2,296
不動産取得等事業向け	83,126	3,325	83,126	3,325	84,078	3,363	84,078	3,363
三月以上延滞等	70	2	374	14	33	1	249	9
取立未決済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,418	136	3,418	136	3,769	150	3,769	150
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	22,330	893	21,494	859	23,790	951	22,954	918
（うち出資等のエクスポージャー）	22,330	893	21,494	859	23,790	951	22,954	918
上記以外	9,851	394	10,198	407	7,693	307	8,072	322
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,500	100	2,500	100	2,500	100	2,500	100
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	898	35	1,138	45	269	10	541	21
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,453	258	6,559	262	4,924	196	5,030	201
証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	15,805	632	15,809	632				
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー					18,550	742	18,554	742
（うちラルック・スルー方式）					16,348	653	16,352	654
（うちマデント方式）					2,201	88	2,201	88
（うち蓋然性方式（250%））					—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））					—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））					—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	4,681	187	4,680	187	4,508	180	4,508	180
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	—	—	—	—
【オフ・バランス取引等項目】 計	2,201	88	2,201	88	1,410	56	1,410	56
原契約期間が1年以下のコミットメント	42	1	42	1	10	0	10	0
原契約期間が1年超のコミットメント	1,986	79	1,986	79	1,206	48	1,206	48
信用供与に直接的に代替する偶発債務	172	6	172	6	193	7	193	7
（うち借入金の保証）	(172)	(6)	(172)	(6)	(193)	(7)	(193)	(7)
オペレーショナル・リスク (B) (基礎的手法)	17,394	695	17,901	716	17,394	695	17,917	716
総所要自己資本額 (A) + (B)		15,627		15,639		16,181		16,191

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）（第10条第4項第2号、第12条第4項第3号）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

【単体】	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高										三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	
	2018年3月期		2019年3月期		2018年3月期		2019年3月期		2018年3月期		2019年3月期	
	貸出金、 その他の資産	有価証券	デリバティブ 取引	貸出金、 その他の資産	有価証券	デリバティブ 取引	貸出金、 その他の資産	有価証券	デリバティブ 取引	貸出金、 その他の資産	有価証券	デリバティブ 取引
国内計	674,948	656,022	540,990	568,329	133,958	87,693	—	—	—	257	244	
国外計	2,300	2,600	—	—	2,300	2,600	—	—	—	—	—	
地域別合計	677,248	658,622	540,990	568,329	136,258	90,293	—	—	—	257	244	
製造業	83,709	86,544	57,739	59,596	25,970	26,947	—	—	—	0	88	
農業・林業	143	188	143	188	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	77	76	77	76	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業・採石業・砂利採取業	110	34	110	34	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	34,849	38,916	33,642	37,734	1,207	1,182	—	—	—	7	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	3,137	4,677	2,110	2,751	1,027	1,925	—	—	—	—	—	
情報通信業	3,012	3,428	1,465	1,779	1,547	1,649	—	—	—	—	—	
運輸業・郵便業	14,610	15,234	10,728	11,486	3,881	3,747	—	—	—	—	—	
卸・小売業	38,357	38,450	35,391	34,882	2,965	3,567	—	—	—	52	2	
金融・保険業	50,189	62,556	42,870	55,152	7,319	7,403	—	—	—	—	—	
不動産業	26,422	23,977	21,579	22,975	4,843	1,002	—	—	—	—	—	
不動産賃貸管理業	27,388	27,368	27,003	26,983	384	384	—	—	—	124	116	
物品賃貸業	1,710	1,671	1,710	1,671	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究・専門・技術サービス業	1,927	2,252	1,927	2,252	—	—	—	—	—	0	—	
宿泊業	7,536	7,120	7,536	7,120	—	—	—	—	—	—	—	
飲食業	5,514	5,585	5,514	5,585	—	—	—	—	—	—	1	
生活関連サービス業・娯楽業	4,410	4,146	4,410	4,146	—	—	—	—	—	—	—	
教育・学習支援業	871	1,061	871	1,061	—	—	—	—	—	—	—	
医療・福祉	33,985	34,716	33,985	34,716	—	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス	11,333	11,376	9,933	9,404	1,400	1,972	—	—	—	4	—	
国・地方公共団体	59,554	41,678	1,595	1,467	57,959	40,210	—	—	—	—	—	
個人による貸家業	73,456	73,045	73,456	73,045	—	—	—	—	—	—	—	
個人	151,156	156,170	151,156	156,170	—	—	—	—	—	31	1	
その他	43,780	18,343	16,027	18,043	27,752	300	—	—	—	35	35	
業種別合計	677,248	658,622	540,990	568,329	136,258	90,293	—	—	—	257	244	
1年以下	61,169	68,668	49,881	58,471	11,288	10,196	—	—	—	—	—	
1年超3年以下	48,739	39,628	31,091	30,857	17,648	8,771	—	—	—	—	—	
3年超5年以下	52,590	44,621	42,369	38,445	10,221	6,176	—	—	—	—	—	
5年超7年以下	45,451	44,968	28,086	30,918	17,364	14,049	—	—	—	—	—	
7年超10年以下	80,546	60,590	45,572	45,034	34,973	15,555	—	—	—	—	—	
10年超	294,149	296,719	280,588	284,966	13,561	11,753	—	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	94,602	103,424	63,401	79,634	31,201	23,790	—	—	—	—	—	
残存期間別合計	677,248	658,622	540,990	568,329	136,258	90,293	—	—	—	257	244	

(注) 1. 「貸出金、その他の資産」項目には、貸出金、コミットメント、現金預け金、コールローン等が計上されています。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。
3. エクスポージャーの内訳については、「貸出金、その他の資産」「有価証券」「デリバティブ取引」に区分し、従来業種別でその他に区分していたエクスポージャー等を詳細に区分し表示しております。

(注) 1. 「貸出金、その他の資産」項目には、貸出金、コミットメント、現金預け金、コールローン等が計上されています。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。
3. エクスポージャーの内訳については、「貸出金、その他の資産」「有価証券」「デリバティブ取引」に区分し、従来業種別でその他に区分していたエクスポージャー等を詳細に区分し表示しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、投資損失引当金勘定の期末残高及び期中増減額

【単体】	期末残高			【連結】	期末残高		
	2018年3月期	2019年3月期	増減額		2018年3月期	2019年3月期	増減額
一般貸倒引当金	806	541	△264	840	589	△251	
個別貸倒引当金	1,467	935	△531	1,899	1,301	△597	
投資損失引当金	545	—	△545	—	—	—	
合計	2,818	1,477	△1,341	2,740	1,891	△848	

●個別貸倒引当金の地域別及び業種別内訳

【単体】	期末残高				【連結】	期末残高			
	2018年3月期	2019年3月期	増減額	2018年3月期		2019年3月期	増減額		
国内計	1,467	935	△531	1,899	1,301	△597			
地域別合計	1,467	935	△531	1,899	1,301	△597			
製造業	181	213	32	181	213	32			
農業・林業	—	—	—	—	—	—			
漁業	—	—	—	—	—	—			
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—			
建設業	16	16	0	16	16	0			
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—			
情報通信業	—	—	—	—	—	—			
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—			
卸・小売業	60	76	16	60	76	16			
金融・保険業	—	—	—	—	—	—			
不動産業	43	60	17	43	60	17			
不動産賃貸管理業	204	167	△37	204	167	△37			
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—			
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—			
宿泊業	134	111	△22	134	111	△22			
飲食業	80	123	43	80	123	43			
生活関連サービス業・娯楽業	42	35	△7	42	35	△7			
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—			
医療・福祉	25	33	7	25	33	7			
その他のサービス	550	—	△550	550	—	△550			
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—			
個人による貸家業	79	59	△19	79	59	△19			
個人	40	—	△40	473	366	△106			
その他	9	37	28	9	37	28			
業種別合計	1,467	935	△531	1,899	1,301	△597			

●業種別の貸出金償却の額

該当事項はありません。

●リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	2018年3月期		2019年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	106,839	—	97,558
10%	—	45,450	—	37,894
20%	18,332	1,000	20,048	—
35%	—	160,390	—	164,098
50%	22,552	32	22,451	38
75%	1,000	75,362	1,000	80,408
100%	12,990	228,406	13,813	217,052
150%	1,400	1,259	2,200	144
250%	1,000	359	1,000	107
1,250%	—	—	—	—
合計	57,275	619,098	60,513	597,302

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	2018年3月期		2019年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	107,643	—	98,360
10%	—	45,850	—	37,894
20%	18,332	1,000	20,048	—
35%	—	160,365	—	164,045
50%	22,552	51	22,451	38
75%	1,000	75,324	1,000	80,365
100%	12,990	227,644	13,813	216,322
150%	1,400	1,476	2,200	288
250%	1,000	455	1,000	216
1,250%	—	—	—	—
合計	57,275	619,811	60,513	597,532

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

4. 信用リスク削減手法に関する事項（第10条第4項第3号、第12条第4項第4号）

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	単体	連結	単体	連結
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	1,296	1,296	1,162	1,162
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	311	311	261	261

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第10条第4項第4号、第12条第4項第5号）

派生商品取引及び長期決済期間取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第5号、第12条第4項第6号）

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。また、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品の購入はありません。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第7号、第12条第4項第8号）

●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額及び時価

【単体】

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	25,472		23,477	
上記に該当しない出資等	2,152		2,151	
合計	27,625	27,625	25,628	25,628

【連結】

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	25,813		23,801	
上記に該当しない出資等	1,012		1,011	
合計	26,826	26,826	24,813	24,813

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	1,449	1,449	1,573	1,573
償却額	—	—	△10	△10

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	5,688	5,732	2,453	2,495
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項（第10条第4項第8号、第12条第4項第9号）

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2019年3月期	
	単体	連結
ルック・スルー方式	29,404	29,804
マンドート方式	2,224	2,224
蓋然性方式（250%）	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—

- (注) 1. ルック・スルー方式とは、ファンド内の個々の資産の信用リスク・アセットを算出し、足し上げたものを当該ファンドの総資産額で除することで、リスク・ウェイトを計算する方式です。
 2. マンドート方式とは、ファンドの運用基準に基づき、ファンド内の構成資産を保守的に仮定して個々の資産の信用リスク・アセットの額を算出し、足し上げたものを当該ファンドの総資産額で除することで、リスク・ウェイトを計算する方式です。
 3. 蓋然性方式（250%・400%）とは、ファンドのリスク・ウェイトが250%又は400%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 4. フォールバック方式（1250%）とは、ルック・スルー方式、マンドート方式、蓋然性方式が適用できない場合、1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 5. 開示初年度であるため、前期末（2018年3月期）の計数は記載しておりません。

9. 金利リスクに関する事項（第10条第4項第9号、第12条第4項第10号）

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

【IRRBB 1:金利リスク】

(単位：百万円)

	2019年3月期	
	ΔEVE	
	単体	連結
上方パラレルシフト	5,190	5,190
下方パラレルシフト	0	0
スティープ化	5,401	5,401
フラット化		
短期金利上昇		
短期金利低下		
最大値	5,401	5,401
自己資本の額	42,550	43,246

(注) 開示初年度であるため、前期末（2018年3月期）の計数は記載しておりません。

《参考：2018年3月期 開示事項》

●金利ショックに対する経済的価値の変動額と経済的価値低下率（アウトライヤー比率）

【単体】

(単位：百万円)

	2017年3月期	2018年3月期
金利ショックに対する経済的価値の変動額	411	2,357
経済的価値低下率（アウトライヤー比率）	1.08%	5.82%

【連結】

連結子会社の資産及び負債を加えた金利リスクは、銀行本体の金利リスクと比較して影響が軽微であると判断しており、そのため連結ベースでの計測は行っておりません。

- (注) 1. 金利ショックは、保有期間1年、計測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値を採用しております。
 2. コア預金を反映した上で、金利ショックに対する経済的価値の変動額を算出してあります。
 3. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく、長期間銀行に滞留する預金で「①過去5年の最低残高」、「②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高」、「③現在残高の50%相当額」の3項目のうち、最小の額を平均満期2.5年として算出してあります。
 4. 経済的価値低下率（アウトライヤー比率）
 パーゼルⅡ第2の柱のアウトライヤー規制における比率。
 算出方法…金利リスク量÷（自己資本の額）